

○大洗町空き家等情報バンク設置要綱

(平成 23 年 6 月 20 日告示第 36 号)

改正 平成 27 年 6 月 12 日告示第 29 号 平成 27 年 12 月 28 日告示第 43 号

平成 29 年 3 月 23 日告示第 10 号 令和 3 年 3 月 30 日告示第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大洗町における空き家又は空き地の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、大洗町空き家等情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に存する空き家又は空き地(空き家又は空き地になる予定のものを含む。)
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家等情報バンク 町内への定住を目的として、空き家等の利用を希望する者に対し、空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録された情報の提供を行うことをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家等情報バンク以外の手段による空き家等に関する取引を妨げるものではない。

(空き家等情報の登録)

第 4 条 空き家等情報バンクへの空き家等の情報の登録を希望する所有者等は、大洗町空き家等情報バンク登録申込書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、不動産業者に管理又は仲介を委任している場合は、当該委任業者との連名によって提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第 2 号)
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認めたときは、空き家等情報バンク登録台帳に登録するものとする。
 - 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、大洗町空き家等情報バンク登録通知書(様式第 3 号)により、当該申込者に通知するものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による通知書を受けた者(以下「情報登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく大洗町空き家等情報バンク登録事項変更届出書(様式第4号)により、町長に届け出なければならない。

(空き家等情報バンク登録台帳の登録抹消)

第6条 町長は、情報登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報バンク登録台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 登録から2年を経過したとき。ただし、第4条第1項の手続により再登録ができるものとする。

(2) 情報登録者から大洗町空き家等情報バンク登録抹消届出書(様式第5号)の提出があったとき。

(3) 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利に移動があったとき。

(4) その他登録することが適当でないとして町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、大洗町空き家等情報バンク登録抹消通知書(様式第6号)により、当該情報登録者に通知するものとする。

(空き家等情報バンクの利用登録)

第7条 空き家等情報バンクの利用を希望する者は、大洗町空き家等情報バンク利用登録申込書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第8号)

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認めたときは、空き家等情報バンク利用登録台帳(以下「情報利用登録台帳」という。)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、大洗町空き家等情報バンク利用登録通知書(様式第9号)により、当該申込者に通知するものとする。

(情報利用者に係る登録事項の変更)

第8条 前条第3項の規定による通知書を受けた者(以下「情報利用者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく大洗町空き家等情報バンク利用登録事項変更届出書(様式第10号)により、町長に届け出なければならない。

(情報利用登録台帳の登録抹消)

第9条 町長は、情報利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、情報利用登録台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 申込内容に虚偽があったとき。

(2) 情報利用者から大洗町空き家等情報バンク利用登録抹消届出書(様式第11号)の提出があったとき。

(3) 情報利用者が空き家等を利用することで、公序良俗に反するおそれがあると町長が認めたとき。

(4) その他登録することが適当でない町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、大洗町空き家等情報バンク利用登録抹消通知書(様式第12号)により、当該情報利用者に通知するものとする。

(情報提供等)

第10条 町長は、登録された空き家等に関する情報を、情報利用者に提供するものとする。

2 町長は、情報登録者と情報利用者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、これに関与しないものとする。

(暴力団員等の排除)

第11条 大洗町暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団員等と認められる者は、空き家等情報バンク制度を利用することができない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月20日から施行する。

附 則(平成27年6月12日告示第29号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第43号)

この告示は、平成27年12月28日から施行する。

附 則(平成29年3月23日告示第10号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第50号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

大洗町空き家等情報バンク登録申込書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

大洗町空き家等情報バンク登録通知書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

大洗町空き家等情報バンク登録事項変更届出書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

大洗町空き家等情報バンク登録抹消届出書

[別紙参照]

様式第6号(第6条関係)

大洗町空き家等情報バンク登録抹消通知書

[別紙参照]

様式第7号(第7条関係)

大洗町空き家等情報バンク利用登録申込書

[別紙参照]

様式第8号(第7条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第9号(第7条関係)

大洗町空き家等情報バンク利用登録通知書

[別紙参照]

様式第10号(第8条関係)

大洗町空き家等情報バンク利用登録事項変更届出書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 9 条関係)

大洗町空き家等情報バンク利用登録抹消届出書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 9 条関係)

大洗町空き家等情報バンク利用登録抹消通知書
[別紙参照]